

輸出注意事項62第12号・62貿局第323号  
昭和62年11月6日 貿易局  
最終改正 輸出注意事項18第34号・平成18・11・13貿局第6号  
平成18年11月14日 経済産業省貿易経済協力局

## ○輸出事後審査事務取扱要領

輸出貿易管理令に基づく輸出の事後審査事務は、輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第322号輸出注意事項62第11号)によるほか、下記により取り扱うものとし、昭和62年11月10日から実施する。

なお、本件の実施に伴い、「輸出事後審査事務取扱要領」(昭和45年6月10日付け45貿局第267号)については、廃止する。

## 記

### 1 事後審査の趣旨

輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)第7条の規定に基づき当該貨物の輸出が法令の規定に従っているか否かを審査するものとする。

### 2 事後審査の対象書類等

事後審査は、次の書類等により行うものとする。

- (1) 外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)第48条第1項の規定に基づく輸出許可証又はその写し
- (2) 輸出令第2条第1項の規定に基づく輸出承認証又はその写し
- (3) 輸出貿易管理規則(以下「輸出規則」という。)第5条の規定に基づく質問書に対する回答文書
- (4) 輸出令第10条の規定に基づき徴収した報告書
- (5) 「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」(平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号)に定める「外為法に基づく許可・承認・確認情報」
- (6) その他当該輸出に係る関係書類

### 3 審査基準

事後審査は、2に掲げる関係書類等により次の事項につき審査するものとする。

- (1) 輸出令別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出については、外為法第48条第1項の規定に基づく許可を受け、かつ、許可を受けたところ

に従って行われているか。

ただし、輸出令第4条第1項の規定に該当するときは、この限りでない。

- (2) 外為法第67条第1項の規定に基づき輸出の許可又は承認に際して条件を付した場合は、当該条件が履行されているか。
- (3) 輸出令別表第2中欄及び別表第2の2に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であつて輸出規則第3条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第2条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところに従って行われているか。

ただし、輸出令第4条第2項から第4項までの規定に該当するときは、この限りでない。

- (4) 輸出令第2条第1項第二号の規定に基づく承認を受けているときは、当該承認を受けたところに従って貨物の輸入が行われているか否か。
- (5) その他輸出関係法令の違反がないか。